

Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務

プロポーザル実施要領

1 業務の名称

Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務

2 発注者

群馬県知事 山本一太 (担当課: e スポーツ・クリエイティブ推進課)

3 趣旨・目的

群馬県では、デジタル・クリエイティブ産業を新たな産業の柱に成長させることを目標に、「クリエイティブの拠点化」に向けた施策を実施している。

デジタル・クリエイティブ産業の発展のためには、クリエイターやクリエイティブ企業が活躍し続けることができる環境、すなわちエコシステムを構築する必要があり、その端緒となる取組として令和6年度「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」を策定し、令和7年度民間事業者の意見を広く聴取するサウンディング型市場調査を実施した。

基本構想において北駐車場に整備することを想定する拠点施設の事業化に向け、「共創パートナー」(公募条件の検討に向け、県と対等な立場で継続的な助言・提案等を行う民間事業者)を募集・パートナー企業との協議を通じた施設計画・事業スキーム等の検討、公募条件等の整理を行い、次年度以降の実際に施設整備・運営を担う事業者の選定手続き開始に向けた準備等を行うことを目的とする。

4 業務の内容・予算額

Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務 仕様書のとおり

(採用された企画提案に基づき、業務内容を調整する)

※本公募については、令和8年度の当初予算案に基づいて実施するものであり、成立した予算の内容や予算成立状況によっては、契約内容の変更又は事業中止となる場合がある。

5 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (5) 委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。
- (8) 本業務の執行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。

6 スケジュール

- (1) 企画提案募集 令和8年2月3日(火)～3月16日(月)正午

(2) 質問受付期限	令和8年3月11日（水）正午
(3) 参加申込期限	令和8年3月16日（月）正午
(4) 書類提出期限	令和8年3月17日（火）正午必着
(5) 審査（一次審査）	令和8年3月18日（水）～3月19日（木）
(6) 審査（二次審査）	令和8年3月25日（水）頃
(7) 採用案決定通知	令和8年3月26日（木）頃
(8) 契約期間	契約締結日～令和9年3月31日（水）

7 質問受付

- (1) 質問受付期限
令和8年3月11日（水）正午

- (2) 質問方法
下記(3)のアドレスあて【別紙様式第2号Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務 質問書】により、電子メールで提出する。

※質問を提出した旨を電話で連絡すること。

※電子メールの件名は「質問 (Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務) _事業者名」とすること。

- (3) 提出先
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階北側
群馬県 産業経済部 戦略セールス局
e スポーツ・クリエイティブ推進課
拠点化推進係
担当者 近藤
TEL 027-898-3696
メール supokuri@pref.gunma.lg.jp

- (4) 回答
質問書受付日から原則3日以内（土・日曜日・祝日を除く）に電子メールにより回答する。質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合がある。また、回答は企画提案要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。
※質問提案者名は公開しない。

8 参加申込

- (1) 申込期限
令和8年3月16日（月）正午

- (2) 申込方法
上記7(3)のアドレスあて【別紙様式第1号 参加申込書】により、電子メールで提出する。

※電子メールの件名は「参加申込(Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務) _事業者名」とすること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

9 実施要領・仕様書・別紙様式第1～6号の配布

配布資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務 プロポーザル実施要領【本資料】
- (2) Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務 仕様書
- (3) 参加申込書【様式第1号】
- (4) 質問書【様式第2号】

- (5) 企画提案書 **【様式第3号】**
- (6) 業務実施体制 **【様式第4号】**
- (7) 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）**【様式第5号】**
- (8) 課税（免税）事業者届出書 **【様式第6号】**

10 応募手続き

応募する場合は、次のとおりア～ケの原本1部及び電子データを提出する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 **【別紙様式第3号】**

- ・提案の考え方
- ・仕様書「5 業務の内容」に係る実施方法、提案
- ・業務の実施方針
- ・業務実施スケジュール
- ・過去の類似事例の実績など
- ・その他

イ 業務実施体制 **【別紙様式第4号】**

ウ 費用見積書 **【任意様式】**

※宛先は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※見積額が仕様書に記載した限度額を超えた場合は失格とする。

エ 暴力団排除に関する誓約書 **【別紙様式第5号】**

オ 課税（免税）事業者届出書 **【別紙様式第6号】**

カ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

キ 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

ク 会社案内パンフレット等応募事業者の概要がわかる資料

ケ その他、必要な資料（任意）

（上記エ、カ、キは、群馬県の「物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要）

(2) 提出方法

下記の提出先あて、持参、郵送又は宅配便での送付により提出する。（電子データのみ電子メールによる提出を受領する。）

また、持参により提出する場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時（令和8年3月17日（火）は正午）までとする。

＜提出先＞上記7(3)のとおり

※電子メールの件名は「応募（Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化 事業者選定アドバイザリー等業務）_事業者名」とすること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、事前に群馬県に連絡した上で、県の指定するファイル共有システムにより提出することとする。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(3) 提出期限

令和8年3月17日（火）正午必着

(4) 書類の取扱い

- ・提出された応募書類及びデータ（以下「応募書類等」という。）は返却しない。
- ・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。
- ・審査の都合上、提出された応募書類等の全部又は一部について電子ファイルによる提出を求めることがある。
- ・提出された応募書類等は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、「群馬県情報公開条例」（平成12年6月14日条例第83号）に準じ、不開示情報（個人情報、法人の正当な利

益を害する情報等) を除いて情報公開の対象となる。

(5) その他

- ・応募書類等の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提案者が応募書類等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出する。

1.1 審査

提出された応募書類等に基づき、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による審査を行い、最も優れた企画提案を出した事業者を優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

なお、企画提案者が3者以上の場合、書面による一次審査を実施する。

(1) 審査（一次審査）

・審査期間

令和8年3月18日（水）～3月19日（木）

・審査方法

書面により審査を行う。

・審査項目

- ①趣旨・目的を十分理解した提案となっているか（15点）
- ②調査・検討の方法は適切か（20点）
- ③Gメッセ群馬の「クリエイティブ拠点化」（北駐車場の整備）に向けた検討方法は適切か（30点）
- ④事業実施にあたっての実績・実施体制は十分か（30点）
- ⑤見積り金額等、費用算定が適切か（5点）

・結果連絡

一次審査参加者全員に結果を連絡する。（令和8年3月23日（月）頃）

(2) 審査（二次審査）

・審査期間

令和8年3月25日（水）頃

・審査方法

オンラインによるプレゼンテーション・ヒアリング等の審査を行う。

・審査項目

一次審査の審査項目と同じ。

・結果連絡

二次審査参加者全員に結果を連絡する。（令和8年3月26日（木）頃）

なお、優先交渉者について県HPで公開を予定している。

1.2 契約

(1) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

(2) 契約方法

- ・群馬県財務規則に基づき、群馬県が優先交渉者と契約締結の交渉を行う。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する。
- ・契約締結の際は、群馬県から上記交渉後の仕様書を示し、優先交渉者は見積書を提出する。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

13 注意事項

- ・提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- ・提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・参加申込書を提出した提案者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面により提出すること。
- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはない。
- ・本公募については、令和8年度の当初予算案に基づいて実施するものであり、成立した予算の内容や予算成立状況によっては、契約内容の変更又は事業中止となる場合がある。

14 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又は記載事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとする。